

業務指示書

エジプト国保健医療セクター情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年11月4日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年11月9日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海外における保健医療セクターに係る調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／保健医療計画／UHC）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：保健システムに関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 保健医療サービスの質／5S-KAIZEN-TQM】

- 1) 類似業務の経験：保健分野における5S-KAIZEN-TQMに関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 救急医療】

- 1) 類似業務の経験：救急医療に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年11月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/保健医療計画/UHC
保健医療サービスの質/5S-KAIZEN-TQM
救急医療

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.74 M/M

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(EGP1 = 15.339 円 , US\$1 = 119.77 円 , EUR1 = 134.67 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年11月27日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
エジプト国保健医療セクター情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／保健医療計画／UHC	(30.00)	()
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：保健医療サービスの質／5S-KAIZEN-TQM	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：救急医療	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

エジプト・アラブ共和国（以下、エジプト）は人口86百万人（2014年）を擁する一人当たり国民総所得（GNI）3,280米ドル（世銀2014年）の中所得国である。保健医療全般の水準は改善しており、1990年から2013年にかけて、5歳未満児死亡率（出生千対）は85から22、妊産婦死亡率（出生10万対）は120から45へと改善し、WHOの地中海東岸地域の中でも高水準にある。近年は非感染性疾患による負担が急速に増大している一方で、感染性疾患も依然課題であり、中でもC型肝炎については世界で最も高い有病率となっている。

上述のとおりエジプトの保健医療全般の水準は改善傾向にあるものの、保健システムは未だ多くの課題を抱えている。エジプトにおける医療費の患者負担は72%と極めて高く、保健財政の仕組みは断片化しており、効率的な医療保障体制が整備されていない。サービスの提供体制としては、保健人口省、高等教育省、民間セクター、健康保険機構や他省庁がそれぞれ保健医療サービスを提供しており、これらの間で調整がとれていない他、公的医療機関は過剰な病床数を有し病床利用率は50%以下となっている等、非効率的な運営体制も課題である。更に、サービスの質の低さから公的医療機関の多くは国民の信頼を失っていることが報告されており、公的セクターのサービスの質も課題である。

エジプト政府は、2014年1月に憲法を改正し、新憲法の中で保健を国家の重要アジェンダに掲げ、少なくともGDPの3%を保健医療セクターに支出することが明記された。また、保健政策や戦略策定の指針となる保健白書を策定し、戦略的方向性として、ユニバーサルヘルスカバレッジ（Universal Health Coverage: UHC）に向けた取り組みの強化、健康保険のカバレッジ拡大、保健サービスの質向上等を掲げている。

JICAはこれまでエジプトの保健セクターに対し、カイロ大学小児病院に対する無償資金協力および技術協力や、看護管理および学校保健に関する技術協力プロジェクト、無償資金協力による救急車両の整備等を実施してきたが、2015年にエジプト側からJICAに対し、5Sカイゼン手法等による病院運営やサービスの改善、UHCおよび救急医療に関する支援の要望が示された。

本調査では、これらの要請を含む、エジプト保健医療セクターに対する今後の協力の方向性検討のために必要な情報収集・分析およびプレパイロット活動を行うことを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 目的

エジプト保健医療セクターに対するJICAの今後の協力方針および具体的な支

援案策定に資する情報収集・分析を行うことを目的とする。

(2) 調査対象地域

エジプト（カイロ県周辺、上エジプト地域）

(3) 相手国関係機関

保健人口省、高等教育省、Health Insurance Organization (HIO)、財務省、Egyptian Ambulance Organization 等

3. 業務の範囲

本業務は、「2 (1) 業務の目的」を達成するために、「4. 実施方針及び留意事項」に十分留意しながら、「5. 業務の内容」に示された業務を行い、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の重点

本調査では、特に下記分野について、重点的な調査を行う。

- 1) UHC／医療保障
- 2) 公的医療機関における保健医療サービスの質
- 3) 救急医療

(2) 調査の内容および実施方法

本調査では、現地調査1において、保健医療セクターの概況およびエジプト側から支援が要望されている1) UHC／医療保障、2) 公的医療機関におけるサービスの質、3) 救急医療について情報収集を行う。国内作業1において、これらの分野における現状およびボトルネックについて整理・分析し、JICAによる協力の方向性について2016年3月までにインテリム・レポートに取り纏める。その後、現地調査2において、協力の方向性および妥当性について更なる検証を行うため、5S-KAIZEN-TQM手法によるプレパイロット活動およびUHCセミナーを実施し、国内作業2におけるこれらの結果も踏まえたドラフト・ファイナル・レポート（案）の作成を経て、現地調査3において同レポートをエジプト側に説明し、国内作業3において同調査の結果を踏まえたファイナル・レポートを2017年3月に提出する。本調査の重点分野ごとの進め方は以下のとおり。

1) UHC／医療保障

UHC／医療保障については、現地調査1においてエジプトにおけるUHCの現状、達成のための課題およびボトルネック等について調査し、国内作業1において分析及び同分野におけるJICAの協力の方向性について検討を行い、インテ

リム・レポートに取り纏める。その後、現地調査 2 において日本側に求められる支援内容についてエジプト側との対話を更に深め、協力の方向性に係る更なる検証を行うために、日本の有識者や他ドナー職員等の UHC に造詣が深く高い専門性を有する直営団員（本契約の枠外で派遣する）を講師とした UHC セミナーをエジプトにおいて実施する。同セミナーについては、WHO や世銀等の他ドナーと連携して開催することを想定する。その後、国内作業 2 において UHC セミナーの実施結果およびセミナー実施から得られた成果・課題等も整理したドラフト・ファイナル・レポート（案）の作成及び現地調査 3 におけるエジプト側への説明を経て、国内作業 3 においてファイナル・レポートに今後の協力の方向性を取り纏める。

2) 公的医療機関におけるサービスの質

公的医療機関におけるサービスの質については、5S-KAIZEN-TQM 手法を活用した協力がエジプト側より要望されているが、現在エジプトでは医療機関の認証が進められており、保健省の政策における 5S-KAIZEN-TQM 手法の将来的な位置づけが不明確であると同時に、公的医療機関側のコミットメントや、エジプトの保健システムの文脈における同手法導入の有効性や持続可能性が不明確である。そのため、まず現地調査 1 において公的医療機関のサービスの質の課題やボトルネック等を確認し、国内作業 1 において 5S-KAIZEN-TQM 手法による協力の妥当性について分析し、インテリム・レポートに取り纏めた上で、現地調査 2 においてプレパイロット活動として数か所の公的医療機関に対する同手法の導入および実施支援を行い、同手法による協力の妥当性・有効性・持続可能性について更なる検証を行った上で、国内作業 2 におけるドラフト・ファイナル・レポート（案）の作成及び現地調査 3 におけるエジプト側への説明を経て、国内作業 3 において協力の方向性についてファイナル・レポートに取り纏める。

3) 救急医療

救急医療については、現地調査 1 において救急医療の現状およびボトルネック、特にエジプト側から支援が要望されているプレホスピタルケアおよび救急医療人材の教育に係る現状および課題について確認を行い、国内作業 1 において JICA の協力の妥当性および方向性について検討し、インテリム・レポートに取り纏める。現地調査 1 を受け、日本側に求められる支援内容についてエジプト側との対話を更に深め、協力の方向性に係る更なる検証を行うため、プレホスピタルケアや救急医療教育等、救急医療の特定の専門性を有する直営団員による更なる補完的調査が JICA との協議を経て必要と判断される場合においては、本調査内において同団員を本契約の枠外で派遣する。直営団員による補完的調査を行った場合は同団員の調査結果も踏まえた形で、国内作業 2 におけるドラ

フト・ファイナル・レポート（案）の作成及び現地調査 3 におけるエジプト側への説明を経て、国内作業 3 においてファイナル・レポートに今後の協力の方向性を取り纏める。

（3）協力の方向性

協力の方向性および具体的な支援策の検討にあたっては、以下の点に留意する。

- 1) エジプト保健分野に対して想定される協力の規模等について、現地調査前に JICA と十分確認し、調査内において支援案の優先順位付けを検討すること。
- 2) エジプト側の政策、我が国の対エジプト国別援助方針及び JICA 国別分析ペーパー（JCAP）との整合性をとること。なお、対エジプト JCAP は今年度中に見直し予定であることにも留意する。また、過去の協力の成果の発展性にも考慮する。
- 3) 他ドナーの動向を踏まえ、これと重複せず、効果的な連携や役割分担が期待し得る内容を検討すること。
- 4) 案件のスキームは、技術協力（技術協力プロジェクト、専門家派遣、国別研修）および円借款を想定する。（その他のスキームを排除するものではない。）国内リソースの有無等の日本側の状況についても十分留意すること。
- 5) 支援案策定に資する具体的な提案を行う際には、次の項目を含めることとする。ただし、コンサルタントの提案によってその他の項目を含めることも可能。①事業の背景、②事業の目的、③プロジェクトサイト、④受益者、⑤協力期間、⑥相手国実施機関、⑦必要な投入、⑧関連する我が国・ドナーの活動、⑨協力の枠組み、⑩前提条件・外部条件、⑪我が国としての協力の意義や優位性

（4）調査内容の確認プロセス

本調査は、JICA 人間開発部、中東・欧州部、エジプト事務所と十分に意見交換を行いながら進めるものとする。特に以下の段階で JICA 側が実施する会議等において、内容について協議・確認することとする。また、エジプト政府に対しても、調査目的・概要の説明を十分に行い、理解・協力を得ることが重要であることに十分留意すること。

- 1) インセプション・レポート作成時：調査方針・内容・項目について JICA と十分に協議、確認する。
- 2) インテリム・レポート作成前および作成後：現地調査 1 の結果を報告し、

インテリム・レポートの方向性及び概要について JICA と十分に協議、確認する。また、同レポート作成後にその概要を説明する。

- 3) ドラフト・ファイナル・レポート（案）作成前および作成後：現地調査 1 および 2 の結果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートの方向性及び概要について JICA と十分に協議、確認する。また、同レポート作成後にその概要を説明する。

5. 業務の内容

(1) 国内事前準備

1) インセプション・レポート案および質問票の作成

関連資料の分析・検討を行い、本調査の全体像を把握した上で、調査全体の方針、方法、調査項目を検討し、調査計画を策定する。これらの作業を踏まえ、インセプション・レポート（調査方針、調査計画等）及び質問票を作成する。

2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA 関係者に対しインセプション・レポート案を説明し、内容について協議・確認した上でインセプション・レポートを最終化する。

(2) 現地調査 1

1) インセプション・レポートの説明

JICA エジプト事務所およびエジプト保健省等関係機関に対し、インセプション・レポートの説明を行う。その際、エジプト側が日本に支援を期待する内容について再確認する。

2) エジプトにおける保健医療セクター概況、UHC／医療保障、公的医療機関における保健医療サービスの質、救急医療に関する状況の確認

以下の項目を含む情報を収集し、ニーズを確認し、概況を把握する。なお、ア)、イ)、ウ)、エ) の調査項目の中には重複するものも存在するため、整理して調査計画を提案すること。また、その他必要な調査項目についてプロポーザルで提案すること。

ア) 保健医療セクター概況

- ① 国家開発政策、保健セクターの政策、戦略、計画等
- ② 国民の健康状況（主な保健指標の現状と推移、域内での位置づけ、MDG の達成状況、疾病構造、人口動態分析等含む）
- ③ 国家保健予算、財政指標

- ④ 保健医療サービスの利用状況
- ⑤ 保健システムの状況（保健行政、保健施設、サービス提供体制、レファラル体制、保健人材等）
- ⑥ 日本製品の購入・使用状況、日本の医療技術・サービスの国際展開に関連したエジプト側のニーズ
- ⑦ ドナーの協力状況及び課題（特に世銀、WHO、USAID、UNICEF 等）

イ) UHC の状況とそのボトルネックの確認

- ① UHC や医療保障に関する政策、戦略、計画
- ② 以下に係る情報収集
 - I. 経済的アクセス（特に医療保障に関しては詳細な情報収集を行う）
 - II. 物理的アクセス
 - III. 社会的アクセス
 - IV. 質（ガバナンス含む）
 - V. 効率性
- ③ ドナーの取り組み
- ④ UHC セミナーに係るエジプト側のニーズ、ドナーとの役割のデマケーション等の確認

ウ) 公的医療機関の保健医療サービスの質およびそのボトルネックの確認

- ① 保健医療サービスの質に関する政策、戦略、計画
- ② 5S カイゼンを含む既存プログラムの実施状況とその成果
- ③ 公的医療機関のサービスの質の現状と課題、民間の医療機関との比較
- ④ 医療サービスの質の管理・評価体制、ガバナンス
- ⑤ 保健医療人材
- ⑥ インフラ・設備
- ⑦ 医薬品
- ⑧ ドナーの取り組み
- ⑨ 5S-KAIZEN-TQM に係るプレパイロット活動の対象病院や実施方法等の確認

エ) 救急医療

- ① 救急医療に関する政策、戦略、計画
- ② 体制・組織（関係機関、予算、人員、機材等）
- ③ 患者搬送実績、患者の傾向（疾患別等）
- ④ 救急医療に係る医療機関との連携
- ⑤ 救急搬送・救急医療に係る情報の伝達システム

- ⑥ 救急医療サービスの質
- ⑦ 救急医療に係る医療人材とその教育・研修（卒前・現任）（既存の教育・研修プログラムの内容、講師の質・数等）
- ⑧ ドナーの取り組み

（3）国内作業 1

- 1) 現地調査 1 で収集した情報を整理・分析する。
- 2) 分析結果をもとに、下記を含め概略検討を行った上で現地調査 2 に必要な項目を整理してインテリム・レポート（案）（和文）を作成し、内容について JICA と協議・確認し、コメントを反映させたインテリム・レポートを提出する。（2016 年 3 月頃）

【UHC／医療保障】

- ① UHC の現状、達成のための課題およびボトルネック、同分野における協力の方向性。
- ② 協力の方向性に係る更なる検証を行うために実施する UHC セミナーの内容・構成・講師として派遣する直営団員等について取り纏めた企画書案。なお、UHC セミナー実施においては他ドナーとの連携について十分に検討する。

【公的医療機関におけるサービスの質】

- ① 公的医療機関のサービスの質の現状、課題やボトルネック、公的医療機関のサービスの質向上のための 5S-KAIZEN-TQM 手法による協力の妥当性。
- ② 5S-KAIZEN-TQM 手法による協力の妥当性・有効性・持続可能性について更なる検証を行うために行うプレパイロット活動の対象病院、実施方法および留意事項等について取り纏めた企画書案。

【救急医療】

- ③ 救急医療の現状、課題およびボトルネック、同分野における協力の方向性。
- ③ 協力の方向性に係る更なる検証を行うために、プレホスピタルケアや救急医療人材の教育等、救急医療の特定の専門性を有する直営団員による更なる補完的な調査が JICA との協議を経て必要と判断される場合においては、求められる補完的調査の内容や派遣期間等について取り纏めた企画書案。
- ④ 直営団員を派遣する場合においては、救急医療のコンサルタント団員は、直営団員に対して現地調査 1 の調査概要・結果、求められる補完的調査内容について十分に説明を行う。

【その他】

⑤ その他の協力の可能性。

(4) 現地調査 2

1) UHC 分野における協力の方向性に係る更なる検証を行うために、JICA と合意した企画書をもとに、日本の有識者や他ドナーの職員等の UHC に造詣が深く高い専門性を有する直営団員（本契約の枠外で派遣する）を講師とした UHC セミナーをエジプトにおいて開催する。なお、同セミナーについては、WHO や世銀等の他ドナーと連携して開催することを想定する。なお、本契約の枠外で直営団員として派遣する UHC セミナーの講師の旅費・謝金は JICA が別途負担し、移動手段・宿泊については JICA が便宜供与を行う。コンサルタントは、セミナー会場の確保、講師陣とのセミナー内容および日程の調整、セミナーのファシリテーションを行う。時期やセミナーの日数等については JICA と協議の上決定するが、現時点では 2016 年 6 月頃、2 日程度、50 人規模の参加を想定する。必要な便宜供与内容について事前に余裕を持って JICA に連絡する。

2) 5S-KAIZEN-TQM に係るプレパイロット活動の実施

エジプトの公的医療機関において、5S-KAIZEN-TQM 手法が保健医療サービスの質改善に有効かつ持続可能なものであるかを見極めるため、JICA と合意した企画書をもとに、6 カ所程度の公的医療機関に対し、5S-KAIZEN-TQM 手法の導入および実施に係るプレパイロット活動を行う。

① 5S-KAIZEN-TQM 導入セミナーの実施

5S-KAIZEN-TQM の基本コンセプトおよび組織における導入・実施方法、業務環境改善のための 5S の実施方法を紹介する導入セミナーを実施する。

(2016 年 4 月頃の実施を想定。4 日×1 回、5 人/医療機関×6 カ所の医療機関=30 人に加え、保健省等関係機関関係者 10 人程度の合計 40 人程度の参加を想定。)

② 巡回指導の実施

活動の実施状況、課題や成果を確認し、現場での指導・能力強化を行うための巡回指導を実施する。

(4 日/医療機関×6 カ所の医療機関を想定。2016 年 6 月、2017 年 1 月頃の計 2 回実施を想定。)

③ 進捗報告会議の実施

6 カ所の医療機関間で成果および課題の学び合いを行うための進捗報告会議を実施する。(1 日/回、5 人/医療機関×6 カ所の医療機関=30 人に加え、保健省等関係機関関係者 10 人程度の合計 40 人程度の参加を想定。2016 年

10月・2017年1月の計2回実施を想定。)

④ KAIZEN セミナーの実施

業務内容および業務プロセスを改善するためのKAIZENの実施方法を紹介するKAIZENセミナーを実施する。

(4日×1回、5人/医療機関×6カ所の医療機関=30人に加え、保健省等関係機関関係者10人程度の合計40人程度の参加を想定。2016年10月頃の実施を想定。)

3) 救急医療について、現地調査1の結果、プレホスピタルケアや救急医療人材の教育等、救急医療の特定の専門性を有する直営団員による更なる補完的な調査がJICAとの協議を経て必要と判断される場合においては、本調査内において同団員を本契約の枠外でJICAが派遣する。

(5) 国内作業2

1) UHCセミナーの実施結果およびセミナー実施から得られた成果・課題等を取り纏める。

2) 5S-KAIZEN-TQMに係るプレパイロット活動の成果や課題等を分析・整理し、5S-KAIZEN-TQM手法の有効性、妥当性、持続可能性を検証する。

3) 救急医療の補完的調査を行った場合は、直営団員と協働し、同調査によって得られた成果や課題について取り纏める。

4) 調査全体の結果を踏まえ、JICAの協力の方向性および支援案策定に資する情報や提案を取り纏めたドラフト・ファイナル・レポート(案)を作成し、関係者からコメントを得る。コメントを反映させたドラフト・ファイナル・レポートを作成する。

(6) 現地調査3

調査全体の結果について、ドラフト・ファイナル・レポートをもとにエジプト側、JICAエジプト事務所に報告し、今後の協力の方向性等について協議する。
(2017年2月中～下旬)

(7) 国内作業3

現地調査3の結果を踏まえ、ファイナル・レポートを作成し、JICA人間開発部に提出する。

6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、ファイナル・レポートを最終成果品とする。最終成果品以外は簡易製本とする。各成果品を提出する際には、あわせて電子データを提出すること。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 日以内	和文 3 部
インセプション・レポート	2016 年 1 月中旬	和文 3 部、英文 12 部 (JICA2 部、エジプト保健省等関係機関 10 部)
インテリム・レポート	2016 年 3 月下旬	和文 3 部
ドラフト・ファイナル・レポート	2017 年 2 月上旬	和文 3 部 英文 15 部
ファイナル・レポート	2017 年 3 月 10 日	和文 4 部及び CD-R1 枚 英文 15 部及び CD-R3 枚
収集資料(収集した資料、データ及びそのリスト)	ファイナル・レポート提出時	
調査対象者リスト及び調査議事録(現地調査で調査を実施した機関・担当者のリスト及び調査議事録)	ファイナル・レポート提出時(調査議事録は適宜関係者に共有する)	

業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

ファイナル・レポートの印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

第 3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2015 年 12 月中旬より国内事前準備、2016 年 1 月下旬に現地調査を開始することを想定する。2016 年 3 月下旬までにインテリム・レポートを、2017 年 3 月 10 日までにファイナル・レポートをそれぞれ作成・提出する。

項目	時期	2015年 12月	2016年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2017年 1月	2月	3月
国内事前準備		■	■														
現地調査1			■	■													
国内作業1				■													
インテリムレポート提出					▲												
現地調査2						■											
5Sカイゼン導入セミナー						■											
巡回指導								■							■		
進捗報告会議												■				■	
カイゼンセミナー								■				■					
UHCセミナー								■									
国内作業2																	
ドラフトファイナルレポート提出																	▲
現地調査3																	■
国内作業3																	■
ファイナルレポート提出																	▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

全体：17.93MM

（2）業務従事者の構成（案）

ア）総括／保健医療計画／UHC（2号）

イ）保健医療サービスの質／5S-KAIZEN-TQM（3号）

ウ）救急医療（3号）

エ）セミナー等企画管理

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料／貸与資料

- ① Sustainable Development Strategy Egypt's Vision 2030
- ② "White Paper: Framing National Health Policy"
- ③ 保健医療サービスの質に関連した資料
- ④ 2015年6月に開催されたWHO主催UHCワークショップの資料
- ⑤ 救急医療関連資料

4. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、現地再委託することでより

業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタントに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

5. 翻訳・通訳及び業務補助員の備上

業務を効率的に行うため、国内作業における翻訳及び現地作業での翻訳・通訳（日本語または英語⇄アラビア語）及び業務補助員の備上を可とする。

6. その他特記すべき事項

（1）安全管理対策

現地調査中は安全管理に十分留意し、JICA 安全管理室が定める安全対策措置に則って調査を行う。また、JICA 在外拠点において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同拠点と常時連絡がとれる体制とし、現地調査対象国の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとり、安全対策について了解をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

（2）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（3）関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則コンサルタントが行うことを前提とするが、調査開始時において、JICA エジプト事務所は、保健省及びその他の関係諸機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行う。コンサルタントは、このために必要な情報やレター案を、JICA 人間開発部及びエジプト事務所に提供すること。

（4）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上